令和７年度博愛小学校　いじめ防止基本方針

はじめに

ここに定める「博愛小学校いじめ防止基本方針」は、平成２５年６月２８日公布、平成２５年９月２８日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第１３条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。また、その後の改定も踏まえて、修正を行っているものである。

1　いじめの問題に対する基本的な考え方

（１）定義

法：第２条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

・「いじめは、人間として絶対に許されない」
・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

（３）学校としての構え

・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を調査して、児童の感じる被害性に着目し、いじめか否かを判断するなどして対応する。
・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて児童一人一人に徹底する。
・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2　いじめの未然防止のための取組　※自己有用感・自己肯定感を高める取組

（１）魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導　等）

・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。

・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
・発達障がいを含む、障がいのある児童については、教職員が個々の児童の障がいの特性の理解を深めるとともに、個別の教育支援計画を検討した情報の共有を図り適切な指導に努めたり、関係機関と連携を図り、必要な支援を行ったりして、障がいのある児童の自己肯定感を高める。また、周りの児童の障がいに対する理解を深めるとともに、思いやりの心情を育てる。

（２）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成・いのちの教育）

・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

（３）全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

・教育活動全体を通じて、以下の３点を留意した指導を充実する。
① 児童に自己存在感を与える
② 共感的な人間関係を育成する
③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

（４）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
・インターネット上のトラブルやＳＮＳの使い方について、児童会が計画・運営する児童生徒間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

３　いじめの早期発見・早期対応

（１）アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
・年間３回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止対策委員会」（**「４　いじめ未然防止対策委員会の設置」**参照）で各学校の状

況等を確認し、対策を検討する。
・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーの役割を明確にし、協力体制を整える。

（２）教育相談の充実

・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童生徒の相談に当たる。
・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

（３）教職員の研修の充実

・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止　これだけは！」「教育相談　これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

（４）保護者との連携

・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

（５）関係機関等との連携

・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会、子ども少年センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4　いじめ未然防止対策委員会の設置

法：第２２条
学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、その組織について PTA 総会にて校長より保護者に周知する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年部代表、該当学級担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー　スクールソーシャルワーカー　弁護士等

5　いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

	児童会	学校	県からの調査
4 月	博愛宣言	・毎月の心のアンケート 毎週の生徒指導事例交流 ・入学式・始業式、PTA 総会で「いじめ防止対策方針」（以下「方針」）や「いじめ対策防止委員会」について説明。（ホームページによる発信） ・生徒指導職員研修	
5 月		・第 1 回「いじめ防止対策委員会」 ・学校運営協議会で「方針」説明 ・マイサポーター週間	
6 月		・教育相談週間 ・情報モラルに関わる研修	
7 月		・SOSの出し方教育（5・6年生） ・個別懇談（保護者）	いじめ調査①
8 月		・教育相談職員研修	
9 月			
10 月	博愛宣言	・マイサポーター週間	
11 月	ひびき合い月間取組	・教育相談週間 ・あったかい言葉がけ運動	
12 月		・第 2 回「いじめ防止対策委員会」 ・情報モラル職員研修・個別懇談（保護者）	いじめ調査②
1 月			
2 月		・学校運営協議会で「方針」取組の報告	

3 月		・第3回「いじめ防止対策委員会」	いじめ調査③

・毎月アンケートの実施、教育相談の実施
・教育相談週間の位置付け
・年 3 回の調査（岐阜県いじめ調査 2 回、問題行動調査 1 回）
・職員研修会（情報モラルに関わる研修会・教育相談研修会・生徒指導事例研修会）
・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組）

6　いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
・被害児童本人、及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談等により確認する。
・いじめを受けた児童生徒に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

〔大まかな対応順序〕

① いじめの訴え、情報、兆候の察知
② 管理職等への報告と対応方針の決定
③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、子ども少年センター等関係機関との連携）
⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）
※いじめ行為が止んでから３か月を目安とする。
⑨ いじめの訴えの情報は教頭または生徒指導主事が集約し、その後の対応も含めて記録する。

（２）「重大事態」と判断された時の対応

・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間（おおむね 30 日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。

・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。

・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7　学校評価における留意事項

・いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の２点を加味し、適切に学校の取り組みを評価する。（学校評価の対象者は、児童、保護者、学校運営協議会委員、職員とする。）

① いじめの早期発見に関する取組に関すること。

② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

8　情報等の取扱い

・いじめ問題が重大事態に発展した場合を想定し、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となる場合があることから、関市学校管理規則等に基づき保管する。（保管期間：アンケート　児童卒業時まで、記録文書　５年）